

『甲子園スター』会則

名 称 この会は「甲子園スター」と呼称する。

目的と活動

1. 本会は全日本還暦軟式野球連盟（以下全還連）、近畿還暦軟式野球連盟（以下近還連）並びに兵庫県還暦軟式野球連盟(以下兵還連)に所属し、それぞれが主催する試合に参加する。
2. 本会の活動は和を重んじ、会員各位の健康維持と相互の親睦を図るため、還暦・古希それぞれの野球を楽しむものとする

会の運営

1. この会の運営のため、チーム代表、顧問、マネージャー、会計担当などのほか、運営に必要な事務局を置く。
2. 連盟関連役員（理事、連盟連絡者、審判等）を定め、野球チームとして会員からなる還暦と古希チームを編成しそれぞれに監督を置く。主将・コーチ等試合活動に必要な役割は監督が決定する。
3. 代表は会の運営に関する総括的責任を負う。また、顧問、連盟理事、会計担当、マネージャー及び還暦及び古希の監督・主将は役員として、役員会を構成する。
代表は事案に応じて必要な会員を役員会に招集できる。
4. 役員会は会運営に必要な事案を遂行する。
またチームに各年度の活動内容に必要な事案を起案し、原則年一回の会員全員による総会において会員の意見を集約し決定する。1の事務局員の選出は、役員会において候補者をあげ、総会で募る立候補者を含め、総会で決定する。任期は1年とする。
役員の年度途中不測の交代については、役員会がこれを決定する。その新役員の任期はその年度末までとする。
5. 総会は通常毎年12月に開催するが、役員会は必要に応じ臨時総会を開くものとする。
総会は、会員の三分の二(委任状含む)以上の出席により成立し、議事は過半数の同意をもって決する。また、欠席者は議決権の委任を他の会員に依頼しなければならない。
6. 総会において、会員は役員会から提出される議案を審議し、試合活動におけるチーム内の役割分担及び連絡網を決定する。またその年度の成績優秀選手を表彰する。

運営費用

1. 会を運営する費用は、会員の支払う会費による。その額は細則に定める。
会計年度は1月から12月の暦年とする。
2. チームは全還連及び近還連、兵還連が定める大会に出場する。
3. 試合及び練習中の事故に対応するため、会員全員のスポーツ傷害保険に加入する。費用は会負担としその事務処理は会計係が行う。

会への入会と退会

1. 入会は、本人の希望、又は会員の推薦により、入会希望書を提出する。入会希望者は、原則として満59歳以上とし、会長からの入会決定書により入会をすることになる。入会決定後連盟登録に必要な身分証明書を提出するものとし、全国及び兵庫県の連盟に定められた時期に登録される。
2. 連盟に登録しない練習のみの参加を練習生会員として認め、細則に定める参加費を徴収する。
3. 入会者は細則に定められた会費を支払い、会員としての義務を果たすことになる。
4. 事情により退会する会員は、退会届と借用ユニフォームとともに代表に申し出るものとする。

退会に伴う事務処理は細則による。

活動の休部

事情により休部する会員は代表に休会届とともに代表に申し出るものとする。休部に関する会費の扱いは、細則に定めるものとする。

チーム会則 細則の部

1. 会費とその使途

(ア) 会費

1カ月の会費は2,500円とし、納入は1年分または前期・後期の半年分一括で支払い、各期の前納とする。また連盟に登録しない練習生の参加費は月額1,000円とする。

会費、参加費の金額は経済情勢などで変動する。その変更は総会で定める。

参考：現行会費は平成25年12月の総会で決定された。

(イ) 臨時徴収の費用

全国連盟の試合に参加する場合、大会参加費など試合にかかわる費用はチーム予算から支払う。

移動費、宿泊費及び食事費は、原則参加者負担とし、**負担総額や事情を勘案**して一定金額をチームから補助する。

(ウ) 試合運営にかかわる予算など

1. チームは会員にユニフォーム上着を支給する。また試合と練習に必要なチーム所有のチーム旗、バット、ボール、ベース、ネットなど用具の購入を行う。
2. 試合に必要な参加費用、球場使用料、遠征費、審判手当補助などについて。
 - ① 球場使用料はホームチーム負担である。
 - ② 県内ビジター試合遠征で行う車の分乗では、【姫路、播磨、三木、稻美、三田、須磨、西神など阪神間及び神戸東灘区以外】への同乗会員は一人1,000円負担、阪神間及び神戸東灘区の球場は500円を負担する。
また、高速代金および駐車料金はチーム負担とする。
なお、運転者本人のみの場合は、分乗集合地からの高速代金をチーム補助とする。
 - ③ 審判手当は、主審2,000円、塁審1,500円、控え1,000円とし、リーグ戦の責任審判を担当する場合連盟からの支給額で不足する額をチームから補充し、交流戦の主審は2,000円、塁審は1,500円を支給する。
 - ④ 責任審判で発生する駐車料金等必要経費もチームの負担とする。
3. 総会における表彰
リーグ戦の公式戦及び交流戦の打撃成績1～3位、還暦・古希の最優秀選手各1名と、公式戦・交流戦の優秀選手を表彰する。必要打席数は、公式戦は試合数×2、交流戦は試合数×1.5とする。
表彰に伴い金一封を与える。打撃成績1位5,000円、2位3,000円、3位2,000円、最優秀選手5,000円、優秀選手賞2,000円とする。
4. マネージャー、会計には、事務用品等の費用とは別に10,000円を手当として支給する。

2. 退会者と休会者に対する会費の取り扱い

退会者は、退会の次の月以後の納入済み会費を返金する。

休会者は、休会次の月から復帰月の前月までの納入済み会費を返金する。復帰後は、復帰

月から年末までの会費未納分を支払う。

3. 試合用用具など

- ① チームは統一されたユニフォームで試合に参加する。試合に必要なキッチャー - とファーストの用具と若干の共用ヘルメット及び共用バットをチームが用意する。
- ② ユニフォームのうち、試合用上着はチームが各選手に貸与し、その他のユニフォームズボン・下着及びソックスと野球シューズ、グラブ、帽子、ヘルメット、バットは会員個人で用意する。試合用帽子はチームから購入する。
- ③ 現在試合用ユニフォームのズボンは白、その他は黒で統一している。

4. 負傷時その他の対応

- ① 会員が試合及び練習で負傷した場合は担当に申し出てスポーツ保険を請求する。
全治3週間以上の加療を要した場合は、チームから5,000円の見舞金を贈る。
- ② 疾病時の対応
会員が疾病により入院加療2カ月以上要した場合本人の書面での請求をもとに見舞金5000円を贈る
- ③ 弔慰金
会員が死亡した場合、香典料は10,000円とする。また会員のご家族（配偶者と子供、本人の親）が亡くなられた場合、香典料は5000円とする。

会則付帯事項

最近の改編履歴

2013年12月9日 平成17年度 定例総会で改編
2019年12月4日 令和元年度 定例総会で改編
2022年12月7日 令和4年度 定例総会で改編
2023年12月13日 定例総会で改編

チーム略歴

チームは平成13年12月楽しい野球をモットーにして結成。

当時の西宮スーパースター所属選手が主となり甲子園スターを誕生させ、平成14年から兵還連・全還連に登録し活動を始めた。

平成19年「古希チーム結成準備会」を設け、平成20年から兵還連・全還連に登録し活動を開始したが、平成26年チーム事情により活動を一時停止した。

平成28年12月定例総会において、会員から古希チーム復活の要望があり、総会で決定の上、平成29年兵還連・全還連に古希チームを再登録し活動している。

この会則は会員である限り保存すること。

以上